

平成29年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組（内閣府）

○ 省全体における取組

- ・ 内閣府幹部がフロアを巡回し、ワークライフバランスの取組を励行
あわせて、事務次官からのメッセージを府内掲示板（イントラ）に掲載
- ・ 全部局のテレワーク未経験の課長クラス全員が1日以上のテレワークを実施
また、全部局の今後育児や介護の可能性の高い職員（例えば前年度に「男の産休」を取得した職員）がテレワークを実施
- ・ 超過勤務予定の事前把握の徹底
- ・ 生産性の高い働き方の実現及び政策の理解深化に資する研修の実施
（管理職マネジメント研修、若手職員ビジネススキル研修、経済理論研修等）
- ・ プラス・ワン休暇（週休日・祝日+αの休暇）、「男の産休」を始めとする休暇や、プレミアムフライデーに合わせた休暇の取得促進

○ 各職場単位における取組

- ・ チームミーティングを定期的で開催し、チームとしてありたい姿、現実とのギャップ、その解決策等について、メンバー全員で話し合う（総務課、人事課、会計課、企画調整課）
- ・ 各自が任意の日を“絶対”定時退庁日に設定、班内で共有し、当該日は設定した者が定時退庁できるよう班員全員で支援（人事課）

○ 「ゆう活」実施概要

- ・ 実施期間：平成29年7月及び8月
- ・ 実施概要等：職員の希望や業務状況に応じて、期間を通して12日以上実施